

使い道でいちばん多い のは**社会保障**

5ページの歳出で、いちばん大きい割合を占めているのが、「社会保障関係費」(社会保障費)です。

社会保障とは、日本国憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」にもとづいて、病気になった人や働けなくなった人、生活に困っている人などを助けるものです。

社会保障には、医療、年金、介護、生活保護、保健衛生などがあります(→右のページの図)。

病気やケガをしても、少しの負担で治療してもらえるなど、私たちの暮らしのなかで起こるさまざまな困難に対して、みんなで支えあっていこうというのが、社会保障なのです。

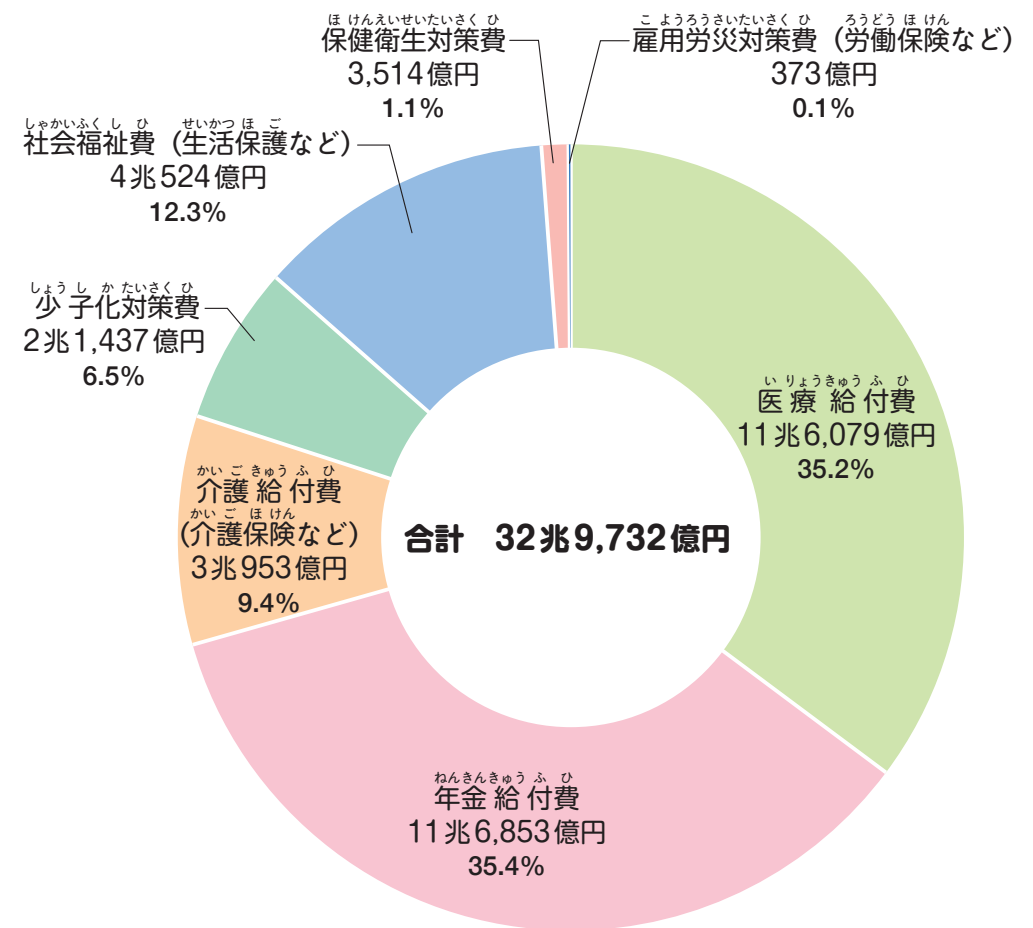


2018年度の歳出のうち、社会保障に使われたお金は、32兆9,732億円にものぼります。そのうち、医療給付費(→8～11ページ)と年金給付費(→14～17ページ)で全体の約7割を占めています。

そのほかにも、感染症の予防などに使う保健衛生対策費(→12～

13ページ)、さまざまな事情で生活が困難な人に使う生活保護(→18～21ページ)、少子化対策費(→23ページ)、働く人たちを守る労働保険(→24～25ページ)、体が不自由になったお年よりの介護のために使う介護保険(→26～29ページ)などにも使われています。

社会保障費の内訳 (2018年度)



出典：財務省ホームページ

かんせんしょう 感染症をふせぐための ぜいきん 税金

社会保障に使われる税金の約1%（2018年度）にあたる「保健衛生対策費」は、さまざまなことに使われています。

まず、2018年度に350億円以上が使われているのが、「感染症対策費」です。感染症は、インフルエンザやB型肝炎、結核など、体のなかに細菌やウイルス（病原体）が入り込むことによって起こる病気のことです。病原体に感染した動物や人を

つうじて病気が広がっていくため、国や自治体は医療機関（病院など）といっしょにさまざまな対策を行っています。たとえば、ある感染症が大流行したときには、それ以上広がらないように、患者の入院や予防接種などの対策が必要です。また、新型インフルエンザなどの新しいウイルスが発見されたときには、それをやっつけるワクチンの開発に、国が税金から補助を出しています。



保健衛生対策費には、ほかにも、全国にある国立病院や救命救急センターの運営費、急いで処置をする必要のある患者さんやお医者さんなどを運ぶ「ドクターヘリ」の導入を進めるための対策費もふくまれています。

また、がんや認知症などの「特定疾病」と呼ばれる病気の予防や早

期発見をするための検査などへの補助にも使われています。

ほかに、ハンセン病にかかった人や原爆被害にあった人への援護、自殺者を出さないようにするための対策費、空港や港で外国から来る荷物などに病原体や有害物質がないか検査する検疫所の運営費などにも、保健衛生対策費が使われています。



としよ お年寄りの介護を ささ ぜい きん 支える税金

お年寄りなどが、病気やケガによって寝たきりになったり、まわりの人の手助けがないと日常生活を送れなくなったりしたときに、身のまわりの世話をすることを「介護」といいます。その介護をお金の面で支えるのが、「介護保険制度」です。

この制度では、要介護者（お年寄りなど）の身のまわりの世話だけでなく、自立の支援、保健・医療・福祉のさまざまなサービスについて、かかった費用の一部が給付されます。

介護保険も、医療保険や年金などと同じで、国民が納めた保険料と税金が財源です。

2018年度は、国の税金から3兆953億円が使われています（給付金以外の用途もふくむ）。

介護保険制度を利用するときは、どの程度の介護が必要なのかを判定する「要介護認定」を受ける必要があります。そのうえで、制度で認められたはんいで、介護サービスが利用できます。

かいご ほけん 介護保険で受けられる介護サービス

- ホームヘルパーさんが自宅で介護をする「訪問サービス」
- 施設に通って介護を受ける「デイサービス」
- 施設に通ってリハビリテーションを受ける「デイケア」
- 家族が仕事や旅行などのあいだ、あずかってもらう「ショートステイ」
- 施設に暮らして介護を受ける「老人ホーム」など



介護保険には、原則として40歳以上のすべての人が加入しなければなりません。実際に介護サービスを受けられる人（要介護者）は、65歳以上のお年寄りか、国の指定する特定の病気にかかっている40～64歳の人です。

介護保険では、加入者が介護保険料を支払い、保険者である市区町村が介護保険料と税金を財源に介護保険制度を運営します。

利用者に介護サービスを提供す

るのは、市区町村の指定を受けた民間の事業者です。利用者が介護サービスを利用すると、保険者から介護サービスの事業者に代金の一部が支払われるしくみです。

給付が受けられるのは、介護サービスだけではありません。家のなかを車いすで移動できるようスロープをつけたり、段差をなくしたりといった家のリフォーム代金や、車いすや介護ベッドなどのレンタル代金にも使うことができます。

